

条例の構造（修正案 ver. 5）

前文

I 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 基本原則
 - ア 情報共有の原則
 - イ 市民参画の原則
 - ウ 協働の原則

II 市民・議会・執行機関の役割と責務

- | | | |
|---|---|---|
| 1 市民
(1) 市民参画の権利
(2) 市民の知る権利
(3) 市民の役割と責務 | 2 議会
(1) 議会の役割と責務
(2) 開かれた議会
(3) 議員の役割と責務
(4) 議員の情報公開
(5) 議員の研鑽 | 3 執行機関等
(1) 市長の役割と責務
(2) 執行機関の役割と責務
(3) 職員の責務 |
|---|---|---|

III 自治運営

- | | | |
|--|---|--|
| 1 基本原則に基づく諸制度
(1) 情報共有
ア 情報の共有
イ 情報公開
ウ 個人情報の保護 | (2) 市民参画
ア 市政への市民参画の推進
イ パブリックコメント手続
ウ 附属機関等の委員の公募
エ 住民投票 | (3) 協働
ア 協働の推進
イ 市民による地域のまちづくりの推進
ウ 地域コミュニティ協議会
エ 市民活動団体 |
| 2 市政運営の諸制度
(1) 総合計画
(2) 財政運営
(3) 説明責任
(4) 要望等への対応
(5) 行政手続 | (6) 行政評価
(7) 外部監査
(8) 公益通報
(9) 政策法務
(10) 行政組織の編成
(11) 危機管理体制の整備等 | |

IV 連携と協力、条例の見直し等

- (1) 国および他の地方公共団体との連携および協力
- (2) 条例の検証
- (3) 条例の見直し